

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	<p>1 件 名 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験について</p> <p>2 提案理由等 令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の概要について説明するもの。</p> <p>3 内 容 (1) 採用予定人数 (2) 出願期間 (3) 試験期日 (4) 主な変更点</p> <p>4 提 案 課 学校教育部教育改革課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第35号議案	<p>1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 一般職の給与改定等に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年教育委員会規則第10号）について、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 令和4年度給与改定に伴う改正 ア 昇格時号給対応表の改正 国の昇格時号給対応表に準じて、現業職給料表(一)及び現業職給料表(二)の昇格時号給対応表を改正（一般職は、国に準じて改正済み） イ 給料の調整基本額表の改正 給料表の改正に伴い、給料の調整額の算定に用いる調整基本額の一部を改正 (2) 定年の引上げに伴う改正 定年の引上げに伴い、再任用短時間勤務職員に適用する調整基本額表の整備等、所要の改正 (3) 最低賃金を下回ることがないことの明示 給料表の適用において給料表中の最低賃金を下回る給料月額がある場合は適用されないことを規定</p> <p>4 施 行 日 (1)の改正 公布の日から施行（令和4年4月1日遡及適用） (2)(3)の改正 令和5年4月1日</p> <p>5 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第36号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁組織規則及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 教育庁における職の廃止及び新設並びに教育委員会が教育長に対して委任する事務の見直しに伴い、関係規則について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 職の設置及び廃止 (茨城県教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第3号）) (2) 教育委員会が教育長に対して委任する事務の見直し (茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年教育委員会規則第8号）)</p> <p>4 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第37号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 教育庁における職の廃止及び新設並びに関係法令の一部改正等に伴い、関係規定について所要の改正をしようとするものである。</p> <p>3 内 容 (1) 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和46年教育委員会訓令第5号） ・職の廃止及び新設に伴うもの ・法改正に伴う規定の整理 ・専決区分の見直し (2) 茨城県教育庁事務代決規程（昭和41年教育委員会訓令第1号） ・職の新設に伴うもの</p> <p>4 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第38号議案	<p>1 件 名 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する規則について</p> <p>2 提案理由等 博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部改正により、博物館の登録に関し都道府県教育委員会が定める事項が改正されたこと、及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を都道府県教育委員会が定めることに伴い、博物館の登録に関する規則（昭和45年教育委員会規則第15号）の全部を改正するもの。</p> <p>3 内 容 (主な改正の内容) 現規則から引き継ぐもののほか、改正博物館法等において新たに規定された次の項目を定める。 (1) 博物館の登録に関する基準 (2) 登録博物館の定期報告 (3) 博物館に相当する施設の指定の基準 ※ 現規則から引き継ぐ事項 (博物館登録申請書、博物館登録原簿、変更・廃止の届出、公告)</p> <p>4 施 行 日 令和5年4月1日</p> <p>5 提 案 課 総務企画部文化課</p>	資料 番号 ⑤

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第39号議案	<p>1 件 名 茨城県県立学校職員服務規程等の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 教職員の新しい仕事の仕方・働き方改革を推進するに当たり、自宅においても仕事ができるよう、テレワークシステムを整備し、併せて勤怠管理支援システム及びワークフローシステムを新たに導入することから、勤務管理及び文書管理などについて所要の改正を行うもの。</p> <p>3 内 容 (1) 茨城県県立学校職員服務規程（昭和41年教育委員会訓令第4号）関係 ① 第11条関係（出勤表） 勤怠管理支援システム利用者については、出勤表への押印を廃止、校長は同システムより職員の出勤状況を点検 ② 第15条関係（時間外勤務等） 時間外勤務命令者が職員に時間外勤務等を命令する際の様式を定め、時間外勤務等の申請を電子化 ③ 第23条関係（職務専念義務免除の手續） 勤怠管理支援システム利用者については、職務専念義務免除の申請を電子化 (2) 茨城県県立学校処務規程（昭和43年教育委員会訓令第6号）関係 ① 第17条の2（電子文書の処理） 電子文書を受信した際の閲覧方法を電子化 ② 第21条関係（事案の処理） ワークフローシステムに処理案を記録し決裁するなど事案の処理（決裁）を電子化</p> <p>4 提 案 課 学校教育部教育改革課・高校教育課・特別支援教育課</p>	資料 番号 ⑥